

令和元年6月27日

職員の懲戒処分について

標記について、下記のとおり懲戒処分等を行いましたので、柏原市懲戒処分の公表指針に基づき公表いたします。

1 処分を受けた職員

政策推進部人事課参事 男性職員（事務職） 46歳
（事案発生当時：行政委員会事務局参事）

2 処分内容

免職

3 処分日

令和元年6月27日

4 処分理由

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
（法令違反及び全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）
同法第33条（信用失墜行為の禁止）に該当

5 事案の概要

上記職員が、平成31年4月28日から令和元年5月17日にかけて、当時所属していた行政委員会事務局の管理する口座から、5回に分けて合計800,324円（5月23日に弁済済み）を不正に引き出し、横領した。5月20日に行政委員会事務局が管理する通帳の所在が不明であったことから、事務局職員の事情聴取を行ったところ当該職員が公金等の横領の事実を認めたため、6月27日付で処分を行った。

また、当該職員が担当として預かっていた農業委員会の親睦に係る経費や慶弔費などを積立てている通帳を調査したところ、当該通帳からも平成26年1月から平成31年3月にかけて私的流用があり、1,460,784円が不足していることが認められた。（5月28日までに弁済済み）

6 管理監督者の処分

上記事案に関して、管理監督が十分できていなかったとして、平成25年度から令

和元年度までの行政委員会事務局長（４名）を、同日付で文書訓告とした。

7 今後について

今回の事案を受け、長期間同一職員のみならず事務を担当させず、管理職員も関与しながら、複数の職員による確認体制の確立を全職員に周知しました。

8 農業委員会会長のコメント

この度は、農業委員会事務局の職員がこのような事案を引き起こしたことで、皆様に御迷惑をおかけし申し訳ございませんでした。今後は、市の対応策等を踏まえ、適切に取り扱うよう努めて参ります。

9 市長のコメント

市職員による公金等の横領があったことで、行政に対する市民の皆様の信頼を大きく失墜させてしまったこと、また、関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

今後は、このような事態が再び発生しないよう、チェック体制の強化や現金・通帳等の管理を再徹底し、再発防止に向けて取り組んでまいります。

【問合せ先】

柏原市行政委員会事務局

TEL : 072-973-2782